

平成 26 年度第 1 回石狩市過疎地有償運送運営協議会 会議次第

日時：平成27年3月3日（火）15時00分～

場所：石狩市議会 第1委員会室
(石狩市役所5階)

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 主宰者挨拶
- 4 委員紹介
- 5 過疎地有償運送の概要及び過疎地有償運送運営協議会
について ・・・・・・・・・・・・・・・・
- 6 議 題
 - (1) 厚田区の過疎地有償運送の必要性について ・・・・
 - (2) 特定非営利活動法人「あつたライフサポートの会」
の過疎地有償運送の更新登録の申請について ・・・・
- 7 その他
- 8 閉 会

資料 1

過疎地有償運送の概要及び過疎地有償運送運 営協議会について

平成 27 年 3 月
石狩市企画経済部

1 過疎地有償運送の概要及び過疎地有償運送運営協議会について

(1) 過疎地有償運送とは

道路運送法第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送の一つである「過疎地有償運送」は、国土交通大臣の登録を受け、過疎地域自立促進特別措置法による過疎地域その他これに類する地域において、バス・タクシーなどの公共交通機関では、住民に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合に、NPO法人等が、実費の範囲内の対価により、自家用自動車を使用して、当該会員等に対して行う輸送サービスあります。

【参考】

自家用有償旅客運送 { ・市町村運営有償運送
・福祉有償運送
・過疎地有償運送

(2) 過疎地有償運送の登録要件について

過疎地有償運送の登録には、法令で定められた要件（運行主体・運行区域・運送対象者・運転者要件・使用車両・運送の対価・運行管理体制等）を満たす必要があります。

その登録要件の一つに、『市町村が主宰し、関係者で構成された「過疎地有償運送運営協議会」の合意』があります。



【合意とは】

下記の事項を協議して、調整が調うこと。

地域の輸送状況の実情を踏まえ、申請者が行う過疎地有償運送の必要性
法令で定める基準に照らし、利用者から收受する料金が適当であるか

(3) 過疎地有償運送運営協議会の設置

本協議会は、厚田区で平成22年4月から過疎地有償運送を行う特定非営利活動法人「あつたライフサポートの会」の協議を行うため、平成21年9月1日に設置しております。

【参考資料 石狩市過疎地有償運送運営協議会設置要綱】

（目的）

第1条 石狩市過疎地有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の規定に基づき、有償運送の適正な運営の確保を通じ、石狩市の過疎地域その他これに類する地域における住民の福祉の向上又は交通不便の解消を図り、公共の福祉の増進を図るため、過疎地有償運送の必要性、これを行う場合における旅客から收受する対価その他過疎地有償運送の適正な運営の確保のために必要となる事項を協議するために設置する。

（協議事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 法第79条の規定に基づき、自家用有償旅客運送（過疎地有償運送に限る。）の登録（法第79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新および法第79条の7第1項の規定に基づく変更更新を含む。）を申請する場合における運送の必要性及び旅客から收受する対価に関する事項
- (2) 法第79条の12第1項第4号の規定による合意の解除に関する事項
- (3) 協議会の運営方法、過疎地有償運送のサービス内容その他過疎地有償運送に関し協議会が必要と認める事項

（協議会の構成員）

第3条 協議会は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 石狩市長が指名する職員
- (2) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表
- (3) 地域住民の代表
- (4) 札幌運輸支局長が指名する職員
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表
- (6) 石狩市内において現に過疎地有償運送を行っている特定非営利活動法人等の団体の代表
- (7) 学識経験を有する者その他の協議会の運営上市長が必要と認める者

（協議会の運営）

第4条 協議会に会長を置き、石狩市長が指名する職員をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

4 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

5 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

6 協議会の議事は、出席委員の総意で決定することとする。ただし、協議が調わない場合には、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、必要に応じて、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

（任期）

第5条 委員の任期は、3年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（守秘義務）

第6条 協議会の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。（協議結果の取扱い）

第7条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

2 協議会において協議が調った場合には、申請者は速やかに関係運輸支局へ申請を行うものとする。

（庶務）

第8条 協議会の庶務は、企画経済部企画課が処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年2月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年12月22日から施行する。

資料 2

厚田区の過疎地有償運送の必要性について

平成 27 年 3 月
石狩市企画経済部

1 石狩市厚田区の人口

石狩市厚田区は、平成17年10月1日の石狩市・旧厚田村・旧浜益村の市村合併により、旧厚田村区域に設置された地域自治区であり、平成26年10月1日現在の厚田区の人口は下表のとおりとなっており、当該区域の人口は、昭和25年の6,722人をピークに減り続け、今後も、若者層の流出や基幹産業の衰退により、人口減少と高齢化が進むことが予想されています。

		H26.10.1現在	【参考】 H23.10.1現在	【参考】 H21.10.1現在
厚田区	全人口	2,104人	2,332人	2,458人
	65歳以上人口	823人	801人	821人
	高齢化率（65歳以上）	39.12%	34.35%	33.40%
石狩全体	人口	59,449人	60,717人	61,195人
	65歳以上人口	16,638人	14,235人	13,407人
	高齢化率（65歳以上）	27.99%	23.44%	21.91%

2 厚田区の公共交通機関の現状

厚田区の公共交通機関は、国道231号線を通過する路線バスを中心に、その他の交通機関は、市が運行するスクールバスへの有償混乗と厚田区内のタクシー1事業者であります。

国道231号線の路線バスについては、高速便なども含めて、一定の便数はあります。国道231号線から離れた地域の集落では、居宅から国道231号線の最寄りのバス停留所までかなりの距離があるため、自家用車以外の交通手段はありません。

また、厚田区内のタクシー事業者が保有するタクシー台数が1台のため、重複した需要には対応が困難な状況となっております。

（1）路線バスの現状

北海道中央バス株式会社運行

路線名	始発・最終停留所	厚田区域のバス停留所	運行本数
札浜線	札幌ターミナル～浜益区幌	全24箇所	1往復
札厚線	札幌ターミナル～厚田支所	全23箇所	札幌発5便 厚田発4便

沿岸バス株式会社運行

路線名	始発・最終停留所	厚田区域のバス停留所	運行本数
札幌線特急 はぼろ号	札幌駅前ターミナル～羽幌本社 ターミナル	1箇所(厚田支所)	1往復

市運行(スクールバス一般混乗)

路線名	始発・最終停留所	運行本数
発足線	厚田中学校～発足(循環バス)(土日祝運休)	6便

(2) タクシー事業者の現状

会社名	車両所有台数
株式会社 新厚商事	1台

3 NPO法人あつたライフサポートの会の輸送実績

年度	利用者数 (延べ人数)	内) バス停留所送 迎者数	内) 集会施設・高齢者福 祉施設への送迎者数	事故発生 件数	苦情件数
平成22年度 (H22.4.1～H23.3.31)	903名	37名	866名	0件	0件
平成23年度 (H23.4.1～H24.3.31)	607名	35名	572名	0件	0件
平成24年度 (H24.4.1～H25.3.31)	598名	70名	528名	0件	0件
平成25年度 (H25.4.1～H26.3.31)	587名	26名	561名	0件	0件
平成26年度 (H26.4.1～H27.1.31)	432名	78名	354名	0件	0件

4 過疎地有償運送の必要性

自動車運転が困難な高齢者等を対象に、「居宅」から「最寄りのバス停留所・集会施設・高齢者福祉施設」間の輸送サービスを行うため、NPO法人「あつたライフサポートの会」が平成22年度から開始した過疎地有償運送の利用者は、平成22年度は903名、平成

23年度以降は600名前後の利用者で推移しています。

今年度も1月末現在で432名が利用しており、バス・タクシー等の公共交通機関の補完的役割を担うとともに当該地域の貴重な足として利用されています。

また、平成22年度の事業開始当初から比較すると、厚田区住民の高齢化は年々進行しているほか、公共交通機関である厚田・札幌間のバスも減便となるなど、自動車運転が困難な高齢者等にとっては、引き続き道路運送法による過疎地有償運送は必要な状況にあると考えております。

更新登録申請団体の概要(No 1)

項 目	法 令 基 準	NPOあつたライフサポートの会の概要		現在(H24~H26)の登録時との変更点	法令根拠
		申 請 等 状 況	詳 細 説 明		
1 運送の主体 (事業主体)	事業主体として登録を受けることができる者 <u>特定非営利活動法人(NPO法人)</u> 市町村 一般社団法人・一般財団法人 認可地縁団体 農業協同組合 消費生活協同組合 医療法人 社会福祉法人 商工会議所 商工会	特定非営利活動法人 あつたライフサポートの会	平成21年9月16日法人格取得	変更なし	道路運送法第78条第2号 道路運送法施行規則第48条
2 運送の区域	過疎地域自立促進特別措置法に定める過疎地域その他これに類する地域で、運送の発地又は着地のいずれかが当該地域にあること	石狩市厚田区内に限定	[運送区域] 「利用者の居宅」～「最寄のバス停留所」又は「最寄の集会施設及び高齢者福祉施設」	変更なし	道路運送法施行規則第49条第2号 道路運送法施行規則第51条の4
3 使用車両	事業主体が使用する自動車について使用権原を有すること <使用権原を証する書類> 自動車の自動車検査証及び自動車の使用者と事業主体との間で契約書又は使用承諾書を締結していること	個人の持込み自動車	車両使用の承諾を受けた 小型自動車等 19台	自動車数「16台」から「19台」に変更	道路運送法施行規則第51条の3第6号 過疎地有償運送の登録に関する処理方針について(通知)2の(3)の
4 旅客の範囲 (対象者)	運送の区域内の住民、その親族その他日常生活に必要な用務を反復継続して行う者 であらかじめ事業主体の団体で名簿登録している者及びその同伴者	あつたライフサポートの会員として登録された厚田区民	会員として登録されたもの(31名)	登録者数「38名」から「31名」に変更	道路運送法施行規則第49条第2号
5 運転者要件	次のいずれかに掲げる要件を満たしていること <u>第二種運転免許を受けており、その効力が停止されていない者</u> <u>第一種運転免許を受けており、その効力が過去2年以内において停止されていない者であって、国土交通大臣が認定する講習を修了している者</u>	全運転手が の要件に該当	～運転免許証で確認(1名) ～運転免許証及び運転資格証明書で確認。(18名)	運転者「16名」から「19名」に変更	道路運送法施行規則第51条の3第7号 道路運送法施行規則第51条の16
6 運行管理等	運行管理の責任者の選任その他運行管理の体制の整備を行わなければならない 5両以上の車両の運行を管理する事務所の場合は、事務所毎に次のいずれかの要件を備える運行管理責任者を選任しなければならない 運行管理者資格者証を有するもの 運行管理者試験の受験資格を有する者 <u>安全運転管理者の要件を備える者</u>	に該当する運行管理責任者を選任	・申請書類様式第6号のとおり ・厚田地区・望来地区・聚富地区の3地区に運行管理責任者を選任配置。各地区的管理責任者は、H26.11.13開催の安全運転管理者等講習を受講済	変更なし	道路運送法施行規則第51条の3第9号 道路運送法施行規則第51条の9第3号 道路運送法施行規則第51条の17
	運行管理責任者の業務 要件を備えないものに自動車を運転させないこと 死者又は重傷者が生じた事故を引き起こした運転者に適性診断を受けさせること 運転者に対し原則対面により、疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすことができない恐れの有無を確認し、必要な指示を与え、運転者ごとに確認を行った旨及び指示の内容を記録し1年間保存すること 運転者に対し乗務記録を作成させ、記録を1年間保存すること 運転者台帳を作成し、事務所に備え置くこと	・運行管理体制の整備	・申請書類様式第6号のとおり ・安全運行確認表を活用し対面点呼にて確認 ・乗務記録(伝達メモ)、運転者台帳整備済	変更なし	道路運送法施行規則第51条の17 道路運送法施行規則第51条の18 道路運送法施行規則第51条の19 過疎地有償運送の登録に関する処理方針について(通知)3の(3)

更新登録申請団体の概要(No 2)

項 目	法 令 基 準	NPOあつたライフサポートの会の概要		現在(H24~H26)の登録時との変更点	法令根拠																																																					
		申 請 等 状 況	詳 細 説 明																																																							
6 運行管理等	運転者証(写真貼付)を作成し旅客に表示又は車内に掲示 作成番号及び作成年月日 運送者の名称 運転者の氏名 運転免許証の有効期限 運転者の要件に係る事項(国土交通大臣の認定講習終了証)	・運転者証の整備	整備済	変更なし	道路運送法施行規則 第51条の19																																																					
	車両表示事項等(車両の両側面) 運送者の名称 「有償運送車両」の文字 登録番号 横書きで文字の大きさは5cm以上 過疎地有償運送の登録証の写しを車内に備え置くこと	・車両表示事項等ステッカーの整備	整備済	変更なし	道路運送法施行規則 第51条の23																																																					
	旅客の名簿を事務所に備えて置くこと 氏名 住所 その他必要な事項	・旅客の名簿の整備	整備済	変更なし	道路運送法施行規則 第51条の25																																																					
7 整備管理	点検及び整備の適切な実施を確保するため、整備管理の責任者の選任その他整備管理の体制の整備を行わなければならない	・整備管理責任者選任 ・整備管理体制を整備	・申請書類様式第6号のとおり ・安全運行確認表の項目に従い点検を実施	変更なし	道路運送法施行規則 第51条の3第10号 道路運送法施行規則 第51条の9第4号 道路運送法施行規則 第51条の20																																																					
8 事故の対応等	事故が発生した場合の対応に係る責任者の選任その他連絡体制の整備を行わなければならない 事故が発生した場合は、事故の記録を作成し2年間保存すること 運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための任意保険(対人8,000万円以上、対物200万円以上)の加入を講じなければならない	・事故対応責任者選任 ・任意保険加入	事故対応～事故対応連絡体制マニュアルのとおり 保険加入条件～全運転者対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険加入	変更なし	道路運送法施行規則 第51条の21 道路運送法施行規則 第51条の22 損害を賠償するため に講じておくべき措置 の基準を定める告示																																																					
9 苦情処理体制	苦情処理の体制を整備し、苦情の申出があった場合には苦情処理の内容等を記録し、その記録を整理して1年間保存しなければならない	・苦情処理責任者選任 ・苦情処理体制整備	・申請書類 様式第6号のとおり ・苦情処理簿にて対応	変更なし	道路運送法施行規則 第51条の26																																																					
10 収受する対価	対価の基準は次のとおり 実費の範囲内であること 合理的な方法に定められて利用者にとって明確であること その地域におけるタクシー事業者の運賃等を勘案し、営利とは認められない範囲の対価で、過疎地有償運送運営協議会において協議が調っていること <対価の範囲> 運送の対価 運送の対価以外の対価 運送の対価～距離制、時間制、定額制から選択し、 <u>当該地域におけるタクシーの上限運賃の概ね1/2の範囲内であること</u> 運送の対価以外の対価～迎車回送料金と待機料金などがあるが、実費の範囲内で、その基準を明確とすること	過疎地有償運送事業 料金表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>運送キロ数</th><th>料 金</th><th>1/2 タクシ-料金</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 Kmまで</td><td>250 円</td><td>265 円</td></tr> <tr> <td>2 Kmまで</td><td>300 円</td><td>305 円</td></tr> <tr> <td>3 Kmまで</td><td>450 円</td><td>465 円</td></tr> <tr> <td>4 Kmまで</td><td>550 円</td><td>585 円</td></tr> <tr> <td>5 Kmまで</td><td>650 円</td><td>705 円</td></tr> <tr> <td>6 Kmまで</td><td>700 円</td><td>825 円</td></tr> <tr> <td>7 Kmまで</td><td>750 円</td><td>945 円</td></tr> <tr> <td>8 Kmまで</td><td>800 円</td><td>1,065 円</td></tr> <tr> <td>9 Kmまで</td><td>850 円</td><td>1,225 円</td></tr> <tr> <td>10 Kmまで</td><td>900 円</td><td>1,345 円</td></tr> <tr> <td>11 Kmまで</td><td>950 円</td><td>1,465 円</td></tr> <tr> <td>12 Kmまで</td><td>1,000 円</td><td>1,585 円</td></tr> <tr> <td>13 Kmまで</td><td>1,050 円</td><td>1,705 円</td></tr> <tr> <td>14 Kmまで</td><td>1,100 円</td><td>1,865 円</td></tr> <tr> <td>15 Kmまで</td><td>1,100 円</td><td>1,985 円</td></tr> <tr> <td>16 Kmまで</td><td>1,200 円</td><td>2,105 円</td></tr> <tr> <td>17 Kmまで</td><td>1,200 円</td><td>2,225 円</td></tr> </tbody> </table> ・算出基準は距離制で1キロ単位 ・料金の内訳は燃料代・人件費の実費 ・厚田地区タクシー料金の半額を上限 ・運送の対価以外の対価は徴収しない	運送キロ数	料 金	1/2 タクシ-料金	1 Kmまで	250 円	265 円	2 Kmまで	300 円	305 円	3 Kmまで	450 円	465 円	4 Kmまで	550 円	585 円	5 Kmまで	650 円	705 円	6 Kmまで	700 円	825 円	7 Kmまで	750 円	945 円	8 Kmまで	800 円	1,065 円	9 Kmまで	850 円	1,225 円	10 Kmまで	900 円	1,345 円	11 Kmまで	950 円	1,465 円	12 Kmまで	1,000 円	1,585 円	13 Kmまで	1,050 円	1,705 円	14 Kmまで	1,100 円	1,865 円	15 Kmまで	1,100 円	1,985 円	16 Kmまで	1,200 円	2,105 円	17 Kmまで	1,200 円	2,225 円	変更なし	道路運送法第79条の8 道路運送法施行規則 第51条の15 自家用有償旅客運送 者が利用者から收受する対価の取扱いについ て(通知)
運送キロ数	料 金	1/2 タクシ-料金																																																								
1 Kmまで	250 円	265 円																																																								
2 Kmまで	300 円	305 円																																																								
3 Kmまで	450 円	465 円																																																								
4 Kmまで	550 円	585 円																																																								
5 Kmまで	650 円	705 円																																																								
6 Kmまで	700 円	825 円																																																								
7 Kmまで	750 円	945 円																																																								
8 Kmまで	800 円	1,065 円																																																								
9 Kmまで	850 円	1,225 円																																																								
10 Kmまで	900 円	1,345 円																																																								
11 Kmまで	950 円	1,465 円																																																								
12 Kmまで	1,000 円	1,585 円																																																								
13 Kmまで	1,050 円	1,705 円																																																								
14 Kmまで	1,100 円	1,865 円																																																								
15 Kmまで	1,100 円	1,985 円																																																								
16 Kmまで	1,200 円	2,105 円																																																								
17 Kmまで	1,200 円	2,225 円																																																								